

阪南市旧家電量販店建物売却に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 旧家電量販店建物売却に係る事業者を選定するに当たり、公募型プロポーザル方式により最も適した提案（以下「提案」という。）の特定を厳正かつ公平に行うため、阪南市旧家電量販店建物売却に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募型プロポーザル方式に係る実施要領案等の作成に関すること。
- (2) 旧家電量販店建物を活用することによって市のために何ができるかを審査するために、次に掲げる事項を満たす提案に関すること。
 - ア 地域雇用と地域との交流
 - イ 地域の賑わいの創出
- (3) その他プロポーザルの審査に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部長
 - (2) 福祉部長
 - (3) 市民部長
 - (4) 事業部長
 - (5) 阪南市社会福祉協議会の代表者
 - (6) 阪南市商工会の代表者

(7) 代表監査委員

(8) 弁護士

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を徴収し、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、やむを得ない事由により会議を招集できない場合は、委員に対する回議をもって委員会を開催したものとみなす。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政経営室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月28日から施行し、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。